

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-7))

施策目標名	子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する。(施策中目標Ⅲ-1-7)							
施策の概要	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>平成22年度において、中学校修了前までの子ども一人につき、月額1万3千円の子ども手当をその父母等に支給することを内容とする、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」を第174回通常国会に提出し、同年3月に成立した。</p> <p>また、平成23年度においては、①3歳未満の子ども一人につき月額7千円を上積みすること、②地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設けること等を内容とする平成23年度子ども手当支給法を第177回通常国会に提出したが、その後撤回。</p> <p>「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年3月に成立し、同年4月～9月までの6か月間についても、これまでと同じ月額1万3千円の子ども手当が引き続き支給されることとなった。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童手当及子ども手当交付金(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-	1,669,884,126	2,122,589,696	
		補正予算(b)	-	-	-	0	-188,734,350	
		繰越し等(c)	-	-	-	16,832,879	0	
		合計(a+b+c)	-	-	-	1,686,717,005	1,933,855,346	
	執行額(千円、d)		-	-	-	1,686,689,851		
執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	100%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	①施政方針演説(鳩山総理) ②施政方針演説(菅総理)		①平成22年1月29日 ②平成23年1月24日		①所得制限を設けず、月額1万3千円の子ども手当を創設 ②3歳未満の子ども手当は月2万円に増額し、保育や地方独自の子育て支援のため5百億円の交付金を新設			

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	子ども手当を子どものために使った人(予定を含む)の割合	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	速やかに
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	集計中	100%

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 子ども手当について URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100402-1.html 子ども手当の用途に関する調査 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000xf8c.html</p>
---------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	子ども手当管理室 鹿沼 均	報告書作成日	平成23年6月15日
-------	------------	--------	---------------	--------	------------